

選挙特報

府中町選挙管理委員会
(府中町大通三丁目5番1号)
☎286-3100
令和7年10月1日発行

広島県知事選挙

(10月23日(木)告示)

投票日 11月9日(日)

午前7時から午後8時まで

候補者の氏名を
投票用紙に書いて
投票します。



選挙のお知らせ（投票所入場券）は、10月21日(火)から郵送する予定です。

- ※ 一人1枚お届けしますが、郵便事情により、同じ世帯の人でも別の日に届くことがあります。
- ※ 選挙権があるのに投票所入場券が届かない場合や、紛失してしまった場合でも投票できますので、直接投票所へお越しください。

投票できる人

今回の選挙で投票できる人は、平成19年11月10日以前に生まれた（満18歳以上）日本国民で、令和7年7月22日以前から引き続き府中町内に住所（住民票）を有し、府中町の選挙人名簿に登録されている人。
（欠格事由に該当する人を除く。）

転出した人の投票

令和7年7月9日以降に広島県の他の市町に転出し、投票する日まで引き続き県内に住所を有する人は、府中町で投票できます。ただし、新しい住所地の選挙人名簿に登録された人は、府中町では投票できません。
投票所で職員に申し出て、引き続き広島県内に住所を有することの確認を受けてください。

転入した人の投票

令和7年7月23日以降に府中町に転入届をした人は、府中町の選挙人名簿には登録されません。転入前の住所地の選挙管理委員会に名簿登録の有無等をご確認ください。

府中町内で住所が変わった人の投票

住民票の転居届をした日より、投票所の場所が異なります。

転居届をした日が令和7年10月14日(火) 以前の人・・・変更後の住所の投票所

転居届をした日が令和7年10月15日(水) 以降の人・・・変更前の住所の投票所

投票日に投票に行けない人

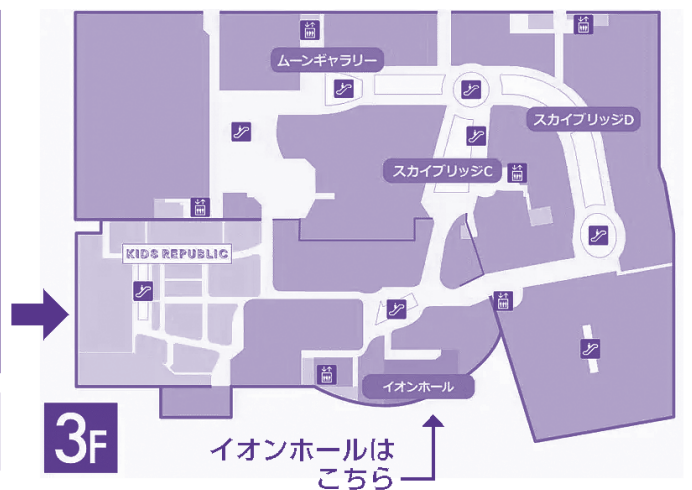
【期日前投票】

投票日に仕事や旅行など何らかの理由により投票所に行けない見込みの人は、期日前投票ができます。

投票の際は、選挙のお知らせ（投票所入場券）に印刷されている「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの期日前投票所にお越しください。

場 所	期 間	時 間
府中町役場 4階大会議室 (大通3-5-1)	10月24日(金) ～ 11月8日(土)	午前8時30分 ～ 午後8時
向洋駅周辺 区画整理事務所 (鹿籠1-21-6)	11月2日(日) ～ 11月8日(土)	午前8時30分 ～ 午後8時
イオンモール広島府中 南棟3階イオンホール (大須2-1-1)	11月5日(水) ～ 11月8日(土)	午前10時 ～ 午後8時

上記期間中は、土日、祝日も投票ができます。



【不在者投票】

選挙期間中、仕事や旅行などで府中町以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会
で不在者投票ができます。また、指定病院等に入院等している人は、その施設内で不在者投票ができます。

（１）出張や用事のため町外に滞在している場合・・・滞在先で「不在者投票」

府中町選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、交付された投票用紙等を持参して、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に出向き、その選挙管理委員会の指示に従い、投票をします。

詳しくは、府中町選挙管理委員会へお問い合わせください。

（２）指定病院等に入院・入所している場合・・・入院先病院等で「不在者投票」

一定の基準を満たし、かつ、都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム・身体障害者支援施設等に入院・入所している人は、その病院・施設で不在者投票をすることができます。

詳しくは、それぞれの病院、施設の係員におたずねください。

(3) 郵便等による不在者投票

身体に重度の障害のある人及び介護保険法上の要介護5の人には、「郵便等による不在者投票」の制度があります。事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けることにより、自宅等で投票することができます。詳しくは、府中町選挙管理委員会へお問い合わせください。

郵便投票の投票用紙の請求期限は、令和7年11月5日(水)午後5時（必着）です。

【郵便等による不在者投票の対象者】

交付手帳等種類	障害の種類	等 級
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう 直腸・小腸の障害	1級または3級
	免疫・肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう 直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分が「要介護5」である人	

「郵便等による不在者投票」の対象となる障害のある人で、上肢又は視覚の障害が1級などの人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人（選挙権を有する人に限ります。）が、本人に代わって投票に関する記載をする「代理記載制度」があります。

【郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者】

交付手帳等種類	障害の種類	等 級
身体障害者手帳	上肢または視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚の障害	特別項症から第2項症

点字投票・代理投票

目の不自由な人は、点字による投票ができます。

また、手が不自由などの理由で文字が書けない人は、投票所の職員による代理投票ができます。

投票のながれ

- ① 投票所入場券に“○番”と表示された番号の受付（名簿対照係）に投票所入場券を提出し、誕生日をおっしゃってください。受付後、投票所入場券をお返しします。
- ② 投票用紙交付係に投票所入場券を提出し、投票用紙（1枚）を受け取ってください。
- ③ 投票用紙に「候補者の氏名」を記入し、投票箱に入れてください。

選挙公報

令和7年10月27日(月)から配布する予定です。

開 票

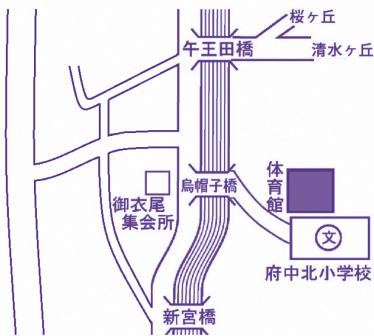
令和7年11月9日(日)午後9時～

安芸府生涯学習センター「くすのきプラザ」2階認定こども園つばめホール（大アリーナ）

投票所案内図

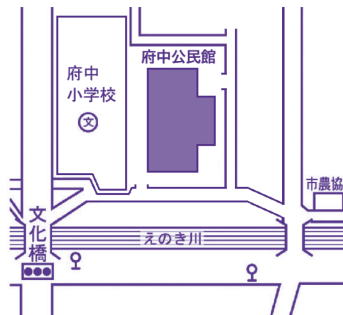
第1投票区 府中北小学校

桜ヶ丘、清水ヶ丘、みくまり1～3丁目



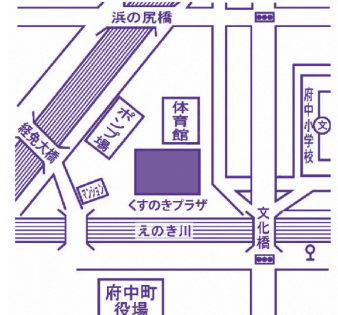
第2投票区 府中公民館

城ヶ丘、石井城1～2丁目、山田1～2丁目、
本町2～4丁目、宮の町1～3丁目



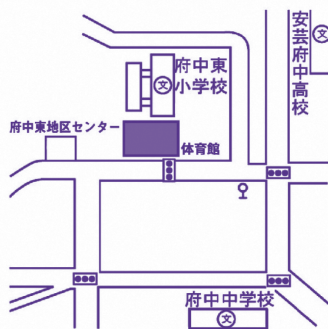
第3投票区 くすのきプラザ

鶴江1～2丁目、本町1・5丁目、
大須1～4丁目



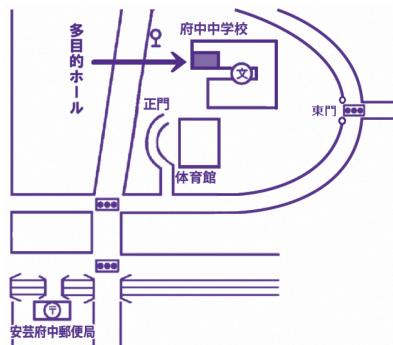
第4投票区 府中東小学校

山田3～5丁目、瀬戸ハイム1～4丁目



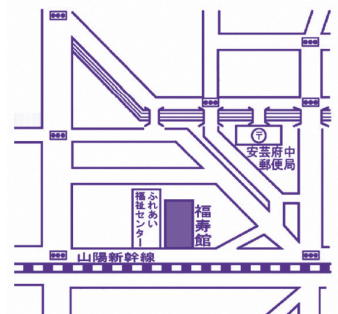
第5投票区 府中中学校

宮の町4～5丁目、八幡2丁目



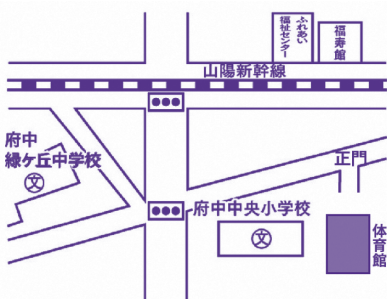
第6投票区 福寿館

宮の町2丁目、大通1～3丁目、
浜田本町、八幡1～3丁目



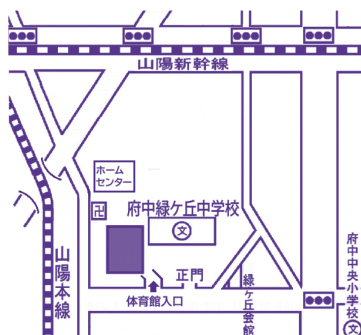
第7投票区 府中中央小学校

浜田2～4丁目、八幡4丁目、
柳ヶ丘1～30番



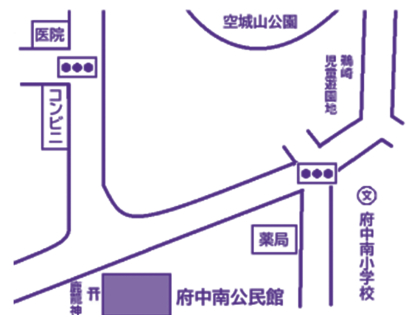
第8投票区 緑ヶ丘中学校

茂陰1～2丁目、浜田1丁目、緑ヶ丘



第9投票区 南公民館

桃山2丁目、青崎中、青崎東、
柳ヶ丘31～87番



第10投票区 マイ・フローラ南交流センター

鹿籠1～2丁目、桃山1丁目、
青崎南、千代、新地

